

## 【特集】

# 共助社会の実現に向けた 寄附金制度のあり方

日本社会における寄附行為は一定の広がりを見せているものの、その制度的な位置付けや活用のあり方については、なお多くの課題が残されている。他方、ふるさと納税を中心として、寄附金額が近年増加傾向にあることも事実である。

わが国の寄附税制は、所得税、法人税、相続税の各分野において制度が複雑化している。所得税では寄附先の区分や控除方式が多岐にわたり、実務上の負担が大きい。ふるさと納税についても、居住自治体の税収減や返礼品に係る課税の問題が指摘されている。法人税においては損金算入限度額の計算の煩雑さや一般寄附金の取扱いが課題とされ、相続税についても非課税措置の要件の厳格さが制度利用を阻害している。

また、人口急減・超高齢社会を背景に、公益法人やNPO法人等への遺贈の増加が見込まれる中、共助社会の実現に資する寄附金制度の構築が求められている。

本特集では、現行の寄附税制が抱える問題点を整理し、社会構造の変化を踏まえた寄附金制度のあり方について検討する。

1—寄附税制の現状と共助社会に向けた制度のあり方●佐藤主光

2—所得税制における寄附金制度の今後のあり方●田中啓之

3—清算型遺贈における課税関係の考察●清塚 樹

4—企業版ふるさと納税のこれまでの歩みと今後のあり方について

●植田皓太

5—相続税制における寄附金制度の今後のあり方●岩品信明

# 1 寄附税制の現状と共助社会に向けた制度のあり方

佐藤 主光◎一橋大学大学院教授

## I わが国の寄附金の現状

「共助」という言葉をネットで検索すると「地域・近隣住民・コミュニティの仲間同士が協力し、助け合うこと」という。一方、「共助は介護保険などの制度化された相互扶助」との説明もある。わが国では共助を後者の意味で理解される方が多いように思われる。例えば、厚生労働省「地域包括ケアシステムの5つの構成要素と『自助・互助・共助・公助』」（2013年3月）では「『公助』は税による公の負担、『共助』は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、『自助』には『自分のことを自分ですること』と説明されたりしている。互いに支え合うにしても、国や自治体といった公的機関と制度を介した（保険料の徴収を含めて）一定の強制力を前提にしたものということなのだろう。そのためか、わが国において自発的な共助の意識は必ずしも高くない。

このことは寄附金に顕著に表れている。英国「World Giving Index 2024」の2023年調査

によると、わが国で寄附を行った成人の割合は17%となり対象142カ国中下位26カ国に留まる<sup>(1)</sup>。また、内閣府の「市民の社会貢献に関する実態調査報告書（2022年度）」で見ると「2021年の1年間における寄附経験の有無」を訊いたところ「寄附をしたことがある」との回答は35.3%、「寄附をしたことがない」は64.7%となった。「寄附をしたことがある」との回答者の間でも寄附回数は、「2回」以下が過半数（56.2%）、寄附金額は年間5,000円未満が個人ベースで5割、世帯単位でも4割強を占めた。総じて寄附金文化がわが国に根差していないことが窺える。他方、国際的に低水準ながらも、寄附金額自体は増加傾向にある。日本ファンドレイジング協会が刊行する『寄附白書2025』は（後述する）ふるさと納税を除く個人寄附が2024年には約7,533億円だったと報告している。2020年の5,401億円よりも2,000億円余り増えた。2016年と比べると5割増となっている。

かつて家族・地域コミュニティ単位での伝統的な扶助の仕組みだったところ、近代国家の形成のプロセスで共助が政府へ委託、つまり「社会化」されたことが総じて寄附等の社

(1) 「この1ヶ月の間にボランティアをしたか」、「この1ヶ月の間に寄附をしたか」など3項目についてインタビュー調査を実施した結果である。3項目合わせた総合ランクで見ると2022年調査で142カ国中139位、2023年調査では141位だった。

会貢献が低調な理由として挙げられるかもしれない。また、寄附金等による社会貢献は寄附者本人に留まらず、社会全体が裨益するはずだ。この「外部性」が個人の選択に織り込まれない分、その提供は「過小」になってしまう。仮に人々が自発的に連帯する共助社会の醸成が求められるとして寄附という個人の主体的な行為を公的にはどのように関与、促進すべきなのだろうか？ 本稿では、こうした問題について経済学の観点から寄附税制のあり方を中心に考えていく。

## Ⅱ 寄附税制の現状

経済学上、租税の「公平性・中立性・簡索性」の原則を超えて、経済活動に介入するような租税措置を講じるには外部性を含む「市場の失敗」の矯正等の合理性が求められる。さもなければ、「個人の寄附金は得の任意処分性が高い」ということになろう。寄附税制は「公益的な活動に対する個人の寄附を一層促進する観点から」拡充が進められてきた。無論、「公益的な活動」に社会的な価値があればこそだ。現在、所得税法上、個人が(1)「特定寄附金」に該当する寄附を行った場合、その寄附金額から(2)2,000円を控除した額が、(3)総所得金額の40%相当額を上限に所得税の課税所得から(4)「所得控除」される。

ここで(1)「特定寄附金」は国又は自治体、特定公益増進法人(例：社会福祉法人、日本

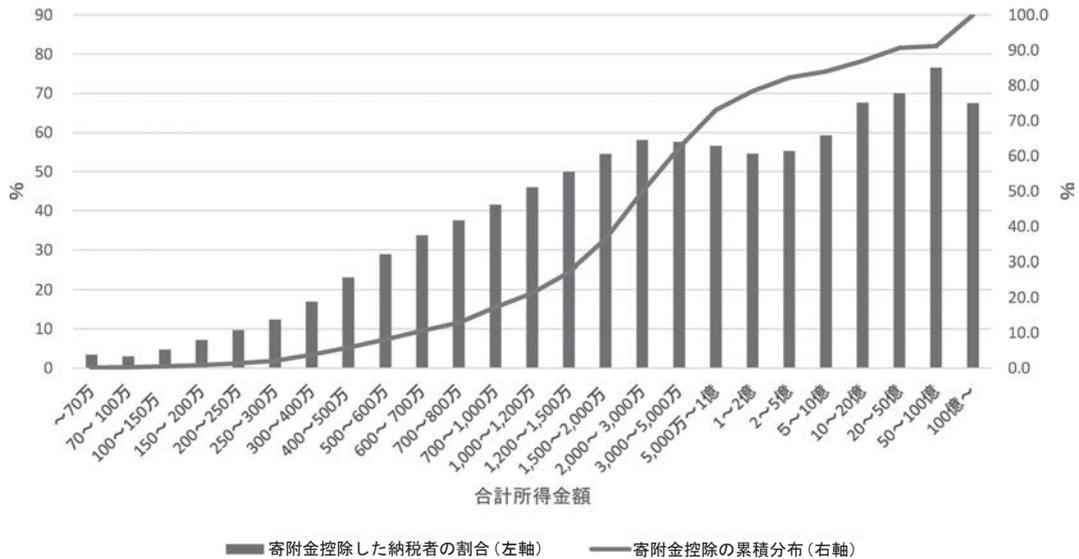
赤十字社)などへの寄附を指す。更に「特定非営利活動促進法」でもって非営利団体(NPO)の中でも所轄庁から「認定」を受けた認定NPO法人も対象に加えられた<sup>(2)</sup>。なお、特定寄附金のうち一定の要件を充足する公益法人等に対しては(5)所得控除に代えて税額控除の選択が認められている。OECDの報告書によると寄附金について所得控除と税額控除を選択できるのは日本特有という<sup>(3)</sup>。(他のOECD諸国は所得控除か税額控除のいずれか。)平成22年度改正で5,000円から2,000円に引き下げられたが、(2)控除額を設けるのはごく少額の寄附金を対象とするのは「税務の執行上問題がある」からとされてきた。控除対象となる(1)特定寄附金の上限額は総所得金額の30%相当額から平成19年度改正で40%相当額に引き上げられている。これは寄附金控除額を増加させる方向に働く。その寄附金控除は現行、(4)所得控除だが創設当時(昭和37年度税制改正)は税額控除だった。わが国ではしばしば最低生活保障に係る控除は(担税力の観点から)所得控除、「公平性・中立性・簡索性」という課税原則からの例外としての政策的配慮による控除は税額控除という主張がなされてきた。しかし、創設当時の制度が税額控除だったのは、「その軽減方法は、所得控除の方法によると累進税率の関係で高額所得者に特に有利となるおそれがある」<sup>(4)</sup>というのは興味深い。本来、同じことは現行の基礎控除等、人的控除にも当てはまりそうだ。いずれ

(2) 政府税制調査会においても「社会の多様化が進み、様々な社会のニーズに柔軟に対応していくことが求められている中、行政部門だけでなく、民間による公益活動がその役割を担うことは、今後の我が国の社会の活力を引き出すためにも望ましい」(政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(2007)8頁)とされた。その一環として「現行の公益法人等に関する租税回避の防止措置をも考慮し、適切な措置を講じ」つつ、所轄庁の認定を受けた認定NPO法人等に「寄附を行った個人・法人が寄附金控除等を受けることができるようにする」ことを提言している(同21頁)。

(3) OECD (2020), Taxation and Philanthropy, OECD Tax Policy Studies, No. 27.

(4) 上松公雄「寄附金控除における問題点に関する一考察」大原大学院大学研究年報18号(2024)67頁参照。

図表1 寄附金控除の利用状況



出所：国税庁「令和5年申告所得税標本調査」より筆者作成

にせよ、その後、昭和42年度改正を経て所得控除に変わっている。(無論、寄附金は政策減税であり、最低限の生活水準の保障とは何の関わりもないはずだ。)

では、寄附金控除の利用状況はどうか？  
 国税庁「令和5年申告所得税標本調査」によると寄附金控除の総額は3,700億円余りとなる。年は違うが前掲『寄附白書』の金額(2000年でもふるさと納税分を除いても5,401億円)よりも少なくなっているが、2,000円以下の少額の寄附金は控除の対象にならないことや税額控除を選択した分は含まれていないことその他、寄附金控除制度への認知度に拠るかもしれない。実際、寄附金控除制度を「利用しなかった」と回答した者が利用しなかった一番の理由としては「寄附金控除制度について知らなかったから」(35.9%)が最も多いという(前掲「市民の社会貢献に関する実態調査」24頁)。図表1は寄附金控除の利用状況を与えている。納税者に占める寄附金控除をした割合は総じて合計所得金額が高くなるほど増える傾向にある。合計所得金額1,500万円超では割合が50%を超える。高所得層の間

で数値が安定しないのは、彼等の間での寄附金行動だけではなく、申告納税者数の少なさに起因しているものと考えられる。(例えば合計所得金額50~100億円は49人、同100億円超は29人に過ぎない。)折れ線グラフは寄附金控除の累積分布である。やはり合計所得金額1,500万円辺りから顕著に上昇が見受けられる。寄附金控除額の増加が示唆される。納税者1人当たりの寄附金控除額でみると合計所得金額1,500~2,000万円円で約23万円、1億円以上の所得階層で100万円超、20億円以上では2,000万円を超える。(サンプルは少ないが合計所得金額100億円超では控除額は11億円余りに上る。)高所得者ほど寄附を行うだけの経済的余力があることに加えて、所得控除の性格上、限界税率が高い高所得者にとって減税効果が大きく働くこともありそうだ<sup>(5)</sup>。経済学的に言えば、所得金額(経済的余力)は「所得効果」、所得税の減税(寄附金控除)は「価格(代替)効果」として寄附金額にプラスの効果を及ぼすことになる。では、寄附金を行う動機付けは何だろうか？

### Ⅲ フィランソロピーの経済学

それが「フィランソロピー」である。フィランソロピーとは、「社会貢献活動全般」を指すもので、寄附や慈善活動以外にも社会的課題の解決を目指して行う自発的で幅広い活動を包括する<sup>(6)</sup>。経済学ではこれを「利他的動機」として特徴付ける。ただし、利他的であっても自己犠牲的な行為を意味するわけではない。経済学では個人は一貫して自らの効用の最大化を図るものと仮定される。この効用の中に寄附金等の社会貢献が考慮されるのが特徴だ。ここで社会的課題の解決に繋がる社会全体での寄附金総額と自身の寄附額が区別される。前者は社会の構成員皆が裨益するという意味で「公共座」に相当する。後者は“warm glow”と称されるが、貢献への個人的な満足にあたる。

公共財とは誰かが提供すれば、他の人でも対価を請求されることなく、受益できる財貨・サービスを指す。例えば、地域の環境対策に取り組むNPO法人に寄附をしたとしよう。その結果、環境保全が進めば、寄附をしていない個人であっても利益を得ることができる。その意味で他の構成員に正の「外部性」を及ぼしている。そのため自分が寄附しなくても他の誰かが自らの負担で寄附すれば良いという「ただ乗り」の誘因を与えかねない。皆がそのように振る舞うならば、十分な寄附金が集まらないことになる。そのため環

境を守れないとすれば、皆にとつての損失だ。他方、“warm glow”はただ乗りの誘因を抑える方向に働く。自ら寄附しなければ、効用は得られないからだ。とはいえ、総じて寄附行為が（社会的価値を織り込んだ効率的な水準に比して）過小であり、寄附対象に社会的な価値が見出されるならば、率先して寄附する者には報いる（寄附行為に係る外部性を「内部化」させる）仕組みが求められる。寄附税制はその手段と位置付けられる。

無論、環境対策であれ、貧国対策であれ、政府は社会的課題の解決に自ら支出を行う選択肢もある。しかし、公的支出の増加はこれらを従前担っていた寄附金を減じる「クラウドディングアウト」を伴いかねない。これは個人が公的支出に「ただ乗り」するだけではなく、政府は寄附をしてきた個人へ課税して財源調達することで彼等の可処分所得、よって寄附への余力を減じることに起因する。加えて、この課税には「超過負担（死荷重）」という経済活動への阻害効果が伴う。仮に同じ10億円の支出が必要として、税金を徴収して充てるならば、10億円プラス超過負担の費用が伴う。同じ10億円でも政府が課税するより減税という形で民間の手元に残して寄附に充てる方が社会的なコストは少なく済む計算だ。また、経済学では「隣人効果」と称されるが、個人の選好（効用関数）は周囲の環境によっても影響を受けることがある。寄附税制で寄附行為が喚起されれば、フィランソロピーの気運も高まって、社会的な課題を自分事として率先して関わるようになることが期

(5) いわゆる「一億円の壁」として知られるように合計所得金額が1億円超になると分離課税される譲渡益等金融所得の比重が減るため所得税の平均負担率は低下する。他方、寄附金控除は最高税率45%の累進課税から控除される。

(6) フィランソロピーの経済学については Andreoni (2000) “The economics of philanthropy” [https://www.researchgate.net/publication/4732908\\_The\\_economics\\_of\\_philanthropy](https://www.researchgate.net/publication/4732908_The_economics_of_philanthropy) などが詳しい。

待されよう。

## IV 企業のフィランソロピー

企業の寄附行為についても簡単に言及しておきたい。近年、企業には利益の追求に留まらず、環境保全、地域貢献、教育支援、寄附、ボランティア活動など社会全体の課題解決への貢献が求められている。企業の社会的責任(CSR)の一環ともいえるが、CSRが企業の人権への配慮など倫理規範の順守(コンプライアンス)といった「義務」を含むのに対して、社会的な貢献は企業の事業の枠に留まらない「自発的」な取り組みを指す。個人同様、こうした貢献を自発的に行うのには、企業の利益に相反しない動機に拠るものと解釈される。製造業であれば、工場におけるCO<sub>2</sub>排出の抑制は地球環境問題への貢献として投資家からも顧客からも評価されるだろう。ESG投資として知られる通り、投資対象として地球環境等への企業の活動を積極的に評価する向きがある。直接事業に関わらない美術館、楽団など文化・芸術活動への支援(メシナ)も企業への好感度を高めて、企業価値を高めたりする。

税制もこうした企業の社会貢献への優遇措置を講じてきた。国や自治体への寄附金はその全額が損金になる他、独立行政法人、日本赤十字社等特定公益増進法人に対する寄附については(i)資本金及び資本準備金の額の0.375%と所得金額の6.25%の合計額の2分の1を上限に法人所得からの損金算入が認められる。この上限額を超えた部分は一般寄附と同じ扱いにある。その一般寄附金で損金算入される上限額は(ii)資本金及び資本準備

金の額の0.25%と所得金額の2.5%の合計額の4分の1に等しい。

また、2016年度にはいわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されている。国が認定した自治体による地方創生の取り組みへの寄附に対して法人税・地方法人二税から税額控除できる仕組みである。創設当初の税額控除は寄附額の6割だったが、2020年度の税制改正で9割まで引き上げられた。寄附だけではなく、専門的知識のある企業人材の自治体等へ派遣する「人材派遣型」もある。寄附金同様、派遣に係る人件費相当額の最大9割が税額控除される。こうした企業版ふるさと納税の2024年度の寄附実績は金額が前年度比約1.3倍の約631.4億円、件数が約1.3倍の18,457件となるなど金額・件数ともに増加傾向にある<sup>(7)</sup>。

企業による寄附は地域貢献などに留まらず、企業が展開する市場(経済)の持続可能性にも寄与するかもしれない。社会の高齢化が進む中、例えば、スーパーを含む小売りの顧客にも高齢者が増えてきた。彼等が健康であり続けなければ、外出しての買い物は難しい。彼等の健康確保は小売り業にとっては顧客の維持に繋がる。地元自治体やNPO団体による高齢者の健康事業への援助はその一環となろう。物流の観点からすれば、地域の道路施設等のインフラは輸送の安全性と迅速性に欠かせない。ここ数年、老朽化による道路の陥没事故の報告が増えてきた。宅配・トラック等の物流事業者あるいは物流を多く利用する企業が自治体のインフラ整備に支援を行う理由がある。法人税等を通じてこれらの財源を既に負担している面はあるものの、寄附であれば、企業は自らにとって好ましい分野を選ぶことができる。無論、高齢者の健康

(7) 内閣府・内閣官房「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の令和6年度寄附実績について(概要)」(令和7年9月19日)1頁。

であれ、インフラ整備であれ、その利益は広範に及ぶため、各企業には（当該企業が地元経済で独占的な地位にない限り）他の企業の寄附に「ただ乗り」する誘因が生じかねない。であればこそ、寄附税制を活用する余地があるだろう<sup>(8)</sup>。

## V ふるさと納税は寄附金か？

現在、わが国で最大の寄附金は（個人版の）「ふるさと納税」である。前掲『寄附白書』によると、2025年の個人寄附額の総額2兆261億円の中でふるさと納税は1兆2,728億円と6割強を占める。2008年に開始されたふるさと納税の理念は「お世話になった地域への恩返し」であり、「応援したい自治体へのサポート」だった。寄附の用途・事業等を指定できることから納税者自らが「その使われ方を考えるきっかけとなる制度」であるとともに、「自治体が国民に取り組みをアピール」することで、ふるさと納税に選んでもらうに相応しい「地域のあり方をあらためて考えるきっかけ」になることが期待されてきた。ではふるさと納税は前述のフィランソロピーに適うのか？ 答えは明確に否だ。

ふるさと納税の実態は理念からかけ離れている。その実態とは自治体が手厚い返礼品を提供することで、ふるさと納税の獲得を図り、寄附する側も応援したい自治体やお世話になった自治体ではなく、好みの特産物が返礼される自治体を寄附先に選んだりしている現状だ。返礼品の種類で納税先を選べるサイトやふるさと納税で生活用品を取り寄せるガイドブックもある。もはや、ふるさと納税は寄

附ではなく、「官製通販」の性格が強い。元々寄附は寄附先の団体・個人の活動や理念への共感や誰かのために役立ちたいという利他心から行われるものである。行動経済学では「内発的動機」という。対照的に返礼品は金銭的動機付けにあたる。この金銭的動機は内発的動機を損なうかもしれない。さもなければ「ふるさとへの恩返し」を含めて自発的になされたふるさと納税が返礼品目当てに変わってしまう。内発的動機がクラウドディングアウトされかねない。

加えて、ふるさと納税は高所得者に有利な仕組みとなっている。個人は①2,000円を差し引いた金額を所得税と（翌年度）自分が住んでいる自治体の個人住民税（所得割）から控除できる。通常の寄附金控除に加え②住民税（所得割）税額の2割を上限に特例控除が講じられる結果、寄附額マイナス2,000円が全額減税される。つまり、本人の負担は2,000円に留まる計算だ。当然、住民税の納税額の多い高所得者ほどふるさと納税でもって高価な返礼品を受け取ることができる。高級ホテルの宿泊券や宝石貴金属、自動車など、超高額返礼品を提供する自治体も相次いでいるという（産経新聞2025年12月9日）。他方、非課税世帯など低所得者にはふるさと納税を行う余地がない。個人住民税が「地域社会の会費」であることを鑑みれば、高所得者がこの会費を払わないで済むのは公平に適わない。高所得者優遇の批判を受け、政府・与党は2026年度税制改正大綱の中で、ふるさと納税の控除額に上限を設ける方向で調整に入った（時事通信2025年12月2日）。

返礼品については地場産業の発展に繋がるものと評価する向きも少なくない。総務省自

(8) 本件は筆者が2025年8月に島根県の自治体で現地調査を行った際に得た示唆である。その地域では地元の有力（独占的な）企業が地域の高齢者の健康増進の活動を支援することで、自分たちの市場の維持を図っている旨の報告があった。

図表 2 相関係数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成23年度	1.00													
平成24年度	0.46	1.00												
平成25年度	0.23	0.49	1.00											
平成26年度	0.08	0.17	0.47	1.00										
平成27年度	0.00	0.02	0.15	0.57	1.00									
平成28年度	0.00	0.01	0.08	0.35	0.81	1.00								
平成29年度	0.00	0.01	0.06	0.28	0.57	0.75	1.00							
平成30年度	0.00	0.01	0.04	0.19	0.31	0.44	0.76	1.00						
令和元年度	0.01	0.02	0.07	0.26	0.48	0.63	0.78	0.67	1.00					
令和2年度	0.01	0.03	0.05	0.19	0.49	0.60	0.59	0.32	0.79	1.00				
令和3年度	0.02	0.04	0.07	0.20	0.45	0.58	0.63	0.44	0.83	0.94	1.00			
令和4年度	0.02	0.07	0.08	0.19	0.44	0.53	0.57	0.40	0.78	0.86	0.93	1.00		
令和5年度	0.02	0.10	0.11	0.19	0.39	0.47	0.53	0.41	0.73	0.78	0.87	0.96	1.00	
令和6年度	0.02	0.10	0.10	0.17	0.34	0.39	0.45	0.36	0.62	0.66	0.76	0.83	0.89	1.00

出所：「ふるさと納税ポータルサイト」より筆者作成

身,「地域資源を活用し,地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもある」(総務大臣通知(平成30年4月1日))ことは認めている。ふるさと納税は地元の特産をアピールする契機という意見もあるだろう。もっとも,アピールするなら2,000円ではなく市場価格でもって売れる特産物であるべきだろう。また,返礼品で寄附を募るようでは長い目でみて自分たちの地域の「サポーターづくり」にはならない。他の自治体が魅力的・高価な返礼品を出したりすれば安定的に寄附を募ることも難しくなる。図表2は各自治体のふるさと納税受入額とその後年の受入額との間の相関係数を与えている。サンプルは全都道府県・市町村である。異なる年度間(例:平成26年度と令和6年度)での当該年度平均に比したふるさと納税額の相関を示している<sup>(9)</sup>。この相関係数は年を追うごとに低下する傾向が見受けられる。例えば,2014(平成26)年度にふるさと納税の受入額と5年後(令和元年度)の受入額との相関は0.26,10年後(令和6年度)との相関は0.17に過ぎない。今年度,ふるさと納税を平均より多く受け入れても,後年度,(平均に比べて)高

い金額を確保できていないことが示唆される。

過熱する返礼品競争に対して,総務省は地方税法を改正,「ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定」するものとした上で,指定の基準として①返礼品が寄附額の3割以下で,②返礼品の他,広報,決済,事務経費等に掛かる費用を加えた経費総額が5割以下であること,及び③返礼品は地場製品であることを定めた(地方税法第37条の2)。これらの基準に反する自治体はふるさと納税の制度から除外される。(これらの自治体に寄附しても控除の対象にはならない。)2025年には返礼品の基準に違反したとして,岡山県総社市,佐賀県みやき町,長崎県雲仙市,熊本県山都町が2年間指定の取り消しを受けた。このうち総社市は返礼品が4割に,残りの3市は送料が高くなるなどして経費総額が5割を超えたことに拠る(時事通信2025年9月26日)。多くの自治体は指定基準を満たすとはいえ,返礼品を含む経費総額は令和6年度実績でふるさと納税受入金額1兆2,728億円の46.4%と大きな割合を占めている(総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」(令和7年7月31日))。うちポータルサイト運営事

(9) 全国的なふるさと納税額の経年変化(時間の経過に伴い増加)は相関係数に影響しない。

業者に支払った費用は1,656億円（寄附金額の13.0%）に上る。自治体財源として残るのは6,826億円に留まる。こうした運営事業者の多くが首都圏に所在していることを勘案すれば、ふるさと納税の制度が地方への支援ではなく、都市圏の新たなビジネスモデルになっている様相だ。

## VI 寄附税制と共助社会

税が公平性・中立性・簡素性の原則から外れて課税を行うのは、一般に市場（民間）経済の機能を矯正する狙いがある。仮に社会的に有益な活動への寄附金が過小になっているならば、寄附税制でもって喚起することには一定の経済的合理性が見出せよう。ややもすれば、何事も政府任せになりがちな社会の風潮を変え、社会的な課題の解決に積極的に関与するフィランソロピーの醸成にも繋がり得る。ただし、ふるさと納税の返礼品はこのフィランソロピーに適わない。返礼品の廃止を含めた抜本的な見直しが急務である。なお、「最適課税論」の観点からすれば、寄附税制が所得控除の形をとる必然性はない。Saez（2004）は線形に仮定された所得税率

とは独立に寄附に係る外部性を内部化させるような（及び政府の直接支出によるクラウドファンディングアウト効果を考慮した）寄附金控除率のフォーミュラを導出している<sup>(10)</sup>。所得控除は高所得者に有利に働きやすい。図表1で見たように彼等が寄附金の主な担い手としても、過度な優遇は税として不公平であろう。（寄附金額の一定割合を減税するような）税額控除を含めて、より柔軟な控除の仕組みを考えても良いのかもしれない。特に税額控除であれば、所得税の限界税率の低い、よって所得控除では減税額が少ない低所得者にも恩恵が及びやすい。クラウドファンディングを含めて全ての所得層で幅広く寄附を募ることに寄与する可能性もある。前述の通り、民間の寄附と公的支出が競合する分野では「クラウドファンディングアウト」が生じ得る。他方、公的支援の及ばない分野（例えば、子どもやマイノリティの貧困など）での慈善活動を促すならば、寄附金控除は公的支出を補完する機能を果たすことになろう。無論、寄附金控除は（税収を減らす形での）「租税支出」である以上、その用途や効果について政府は説明責任を果たさなければならない。寄附税制に対する信認を確保するためにも必須といえる。

(10) Saez, E. (2004) "The optimal treatment of tax expenditures," Journal of Public Economics, Elsevier, vol. 88 (12), pages 2657-2684.

# 2 所得税制における寄附金制度の今後のあり方

田中 啓之 ● 大阪大学准教授

## I 所得税制における寄附金制度の概要

所得税法では、居住者が、①国若しくは地方公共団体に対する寄附金、②公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金のうち、財務大臣が指定したもの（いわゆる指定寄附金）、③公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金、及び④公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（令和6年法律第8号による改正。後述Ⅳ）を支出した場合、当該寄附金は、「特定寄附金」として寄附金控除の対象とされており、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（総所得金額等の40%に相当する金額が限度）から2,000円を控除した金額をその年分の総所得金額等から控除することとされている（78条1項、2項）。

また、租税特別措置法では、個人が、①政

治資金規正法4条4項に規定する政治活動に関する寄附をした場合、②認定特定非営利活動法人等に対し特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなす旨の規定のほか、③政党等に対する寄附金、④特定非営利活動に関する寄附金、⑤公益社団法人等に対する寄附金について、寄附金額の40%（30%）を上限とする所得税額の特別控除（④と⑤は平成23年法律第82号による改正）等が定められている。

更に、地方税法では、いわゆるふるさと納税に関して、所得割の納税義務者が、都道府県に対する寄附をした場合、当該寄附金の額の合計額から2,000円を控除した金額のうち、4%（指定都市の場合には2%）に相当する金額（+特例控除額）を道府県民税の所得割の金額から控除し、6%（同8%）に相当する金額（+特例控除額）を市町村民税の所得割の金額から控除する旨が定められている（37条の2、314条の7）<sup>(1)</sup>。

以上のうち、本稿では、編集委員会から示された「特集趣旨」を踏まえて、ふるさと納税及び政党等寄附金に関する現在の状況を整理した上で、新公益信託法<sup>(2)</sup>の成立に伴う

(1) 制度のより詳細について、例えば、参照、武本優「ふるさと納税制度の仕組みと現状について」地方税76巻1号（2025年）222頁。

寄附金控除の改正についても整理を図る<sup>(3)</sup>。

## Ⅱ ふるさと納税

### (1) 現況及び改正の経緯等

ふるさと納税は、平成20年法律第21号による地方税法の改正により、従来の道府県及び市区町村等に対する寄附金税制の抜本的な拡充という形で導入された制度である（平成20年5月1日施行<sup>(4)</sup>）。その受入額及び受入件数は、ともに増加傾向にあり、総務省の現況調査によれば、令和6年度の実績は、受入額が約1兆2,728億円、受入件数が約5,879万件である<sup>(5)</sup>。

しかし、ふるさと納税の受入額の推移は、平成25年度までは概ね100億円前後と低調であり、その急激な増加が見られるのは、平成27年度以降である。これは、ふるさと納税の導入当初において、寄附に対する特典は、記念証の発行・名誉称号の付与、地域情報の提供等に止まり、返礼品の提供等について否定的な地方団体も多数であったこと等による。

ところが、その後返礼品の提供等を誘因と

して寄附金を募集する地方団体が一般化したこと、平成27年法律第2号によるワンストップ特例制度の導入により手続の簡素化が図られたこと等の結果として、ふるさと納税の利用は急増し、平成30年度の実績は、受入額が約5,127億円、受入件数が約2,322万件を記録するまでに至った。

他方において、その過程では、一部の地方団体から極めて高い返礼割合が提供される等の過度な返礼品競争も生じており<sup>(6)</sup>、平成29年総務大臣通知<sup>(7)</sup>では、「寄附金が経済的利益の無償の供与であること」を踏まえた「良識ある対応」が要請され、平成30年総務大臣通知<sup>(8)</sup>では、返礼品は地場産品であることが要請される等、ふるさと納税制度の趣旨に反する運用の実態が問題視されるに至った<sup>(9)</sup>。

そこで、平成31年法律第2号による地方税法の改正により、総務大臣は、ふるさと納税（特例控除対象寄附金）の対象となる道府県等を地方財政審議会の意見を聴いた上で指定する制度が導入されるに至り、その基準として、①寄附金の募集を適正に実施すること（募集適正基準）、②返礼品等の調達に要する費用の額は寄附金の額の30%に相当する金額

(2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）。立案担当者による解説として、古谷真良編（太田道寛＝藤井梨絵＝大塚一輝著）『概説 新しい公益信託法』（金融財政事情研究会、2025年）。他の解説として、星田寛編（菊永将浩＝金森健一＝高杉尚志＝小林敬著）『新しい公益信託の教科書』（日本法令、2025年）。

(3) なお、平成28年度改正までにおける寄附金制度の動向等については、渡辺徹也「最近の税制改正における寄附金の扱い——大学等への寄附・ふるさと納税・格差問題を中心に」税務事例研究156号（2017年）28頁。その後の動向等については、藤谷武史「公益法人制度改革後の寄附金税制の展開と課題」税研206号（2019年）48頁。

(4) 導入の経緯等について、総務省「ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）」、佐藤英明「『ふるさと納税研究会報告書』とふるさと納税制度」ジュリスト1366号（2008年）157頁。

(5) 総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」（令和7年7月31日）。

(6) 例えば、平成27年度以降受入額が急速に増加した泉佐野市では、提供した1026品目の返礼品の返礼割合は平均43.5%であり、うち745品目は地場産品でなかったという。最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁。

(7) 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付け総務市第28号）。

(8) 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付け総務市第37号）。

(9) 平成31年改正前の議論として、佐藤英明「『ふるさと納税』について：現状と問題解決の方向性」地方財政56巻4号（2017年）4頁。

以下であること（返礼割合基準）、③返礼品等はいわゆる地場産品であること（地場産品基準）等が法定された（地方税法37条の2第2項各号、314条の7第2項各号）（令和元年6月1日施行）。

また、各基準の詳細については、法律の委任に基づき平成31年総務省告示第179号<sup>(10)</sup>が発出されており、①ふるさと納税制度の趣旨は、「ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い道を自らの意思で決めることを可能とすること」（1条）であること、②地方団体は、寄附金の募集として「返礼品等……を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」を行わないこと（2条1号ロ）、③「寄附金の募集に要した費用」の額の合計額は寄附金の額の合計額の50%に相当する金額以下であること（2条2号）、④返礼品等の調達に要する費用の額は「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含む」こと（4条1号）等が定められた<sup>(11)</sup>。

## (2) 返礼品の法律関係

### (a) 贈与契約

平成29年総務大臣通知では、ふるさと納税に係る寄附は、「経済的利益の無償の供与」

であり、「返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提」である旨が示されていた。

また、近年の裁判例では、地方団体による返礼品不交付を理由とする損害賠償請求事件において、寄附者と地方団体の間には（法定返礼割合の範囲内における）返礼品の贈与契約が成立しており、地方団体は返礼品を交付できない場合債務不履行に基づく損害賠償義務を負う旨の判断が示されている<sup>(12)</sup>。

### (b) 課税関係

他方、返礼品に係る経済的な利益は、返礼品を寄附の対価と評価しない限り、一時所得に該当することは、平成29年総務大臣通知でも確認されており、裁判例等でも同様の判断が示されている<sup>(13)</sup>。

## (3) 税財政上の諸問題

ふるさと納税制度の仕組みによると、各地方団体は、寄附の受入額より住民税に係る税額控除額の方が大きくなれば、財源の流出超過となる。そこで、地方交付税の交付団体には、ふるさと納税による減収分の75%を補填する仕組みが存在する<sup>(14)</sup>。しかし、以上のようなふるさと納税に係る税財政上の諸問題については、本企画の特集趣旨から逸れるため、これ以上は論じない<sup>(15)</sup>。

(10) なお、最判前掲註（5）により、同告示2条3号のうち、平成31年法律第2号の施行前における寄附金の募集及び受領について定める部分は、地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると判断されている。その後、同告示は、令和2年総務省告示第211号、令和4年総務省告示第203号、令和5年総務省告示第141号、同第244号、令和6年総務省告示第203号、令和7年総務省告示第220号等により改正されている。

(11) 以上の改正について、渡辺徹也「令和時代のふるさと納税：平成31年度改正を中心に」地方税70巻6号（2019年）2頁、同「新しくなった『ふるさと納税』制度」法学教室470号（2019年）37頁。

(12) 東京高判令和5年7月19日判例地方自治518号39頁、横浜地裁川崎支判令和7年1月21日令和5年（ワ）第1042号。

(13) 国税不服審判所裁決令和4年2月7日裁決事例集126集17頁、横浜地判令和6年2月14日未公表（長島弘「判批」月刊税務事例57巻8号（2025年）17頁）、同控訴審東京高判令和6年12月11日未公表。

### Ⅲ 政党等寄附金

#### (1) 概要

個人が、政治資金規正法4条4項に規定する政治活動に関する寄附をした場合、当該寄附に係る支出金のうち、①同法3条2項に規定する政党、②同法5条1項2号に掲げる政治資金団体、③同法3条1項1号に掲げる団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体を含む）、④同法3条1項2号に掲げる団体のうち、公職にある者又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者を推薦し又は支持することを本来の目的とするもの（いわゆる後援会）に対するもので、①同法12条又は17条の規定による報告書により報告されたもの、及び②公職の候補者として公職選挙法の規定により届出のあった者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので、同法189条の規定による報告書により報告されたものは、特定寄附金とみなして、寄附金控除の対象とされている（租税特別措置法41条の18第1項）。

ただし、（令和7年法律第2号による改正前から）①政治資金規正法の規定に違反する

こととなるもの、及び②その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象から除かれており（同項柱書括弧書き）、行政解釈では、②については、例えば、「公職の候補者が、自己の資金管理団体や後援会に対してする寄附」及び「公職の候補者が、お互いに相手方の資金管理団体や後援会に対してする寄附」が、これに該当すると解されていた<sup>(16)</sup>。

#### (2) 公職の候補者からの特定政党支部に対する寄附

他方、令和5年11月頃から、自由民主党の一部の派閥が、政治資金パーティーの対価に係る収入の一部を収支報告書に記載していなかったこと、派閥に所属する一部の国会議員の政治団体が派閥から受け取った寄附の一部を収支報告書に記載していなかったこと等が問題とされ、第213回常会において、「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）が成立した。

更に、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙後、第216回臨時会では、いわゆる政策活動費を禁止する「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）とともに、令和6年法律第64号附則16条2項に規定された項目の検討結果として、「政治

(14) 参照、三角政勝「自己負担なき『寄附』の在り方が問われる『ふるさと納税』」立法と調査371号（2015年）69頁。なお、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる。最判令和7年2月27日民集79巻2号556頁。また、本件における本案の争点であった平成31年省令第20号等による「特別交付税の減額措置」の適法性については、今本啓介「ふるさと納税の寄附金過多による特別交付税の減額措置に関する一考察」税研235号（2024年）16頁。

(15) ふるさと納税については、以上の諸問題のほかにも、法学以外の視点を含む多数の研究がある。法学の研究として、例えば、税75巻9号（2020年）における「特集 検証ふるさと納税」のほか、平川英子「ふるさと納税の目的と効果、限界」税研183号（2015年）96頁、高橋祐介「ふるさと納税と負の課税」都市問題107巻4号（2016年）62頁、同「ふるさと納税制度の一考察：意義とあるべき姿」地方財務771号（2018年）64頁、碓井光明「『ふるさと納税制度』（ふるさと応援寄附金）管見」ジュリスト1553号（2021年）76頁、片上孝洋「『ふるさと納税』から見る『地方自治』に関する憲法問題」修道法学47巻2号（2025年）23頁。

(16) 国税庁「タックスアンサー No.1154政治献金と寄附金」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1154.htm>）（2026年3月2日最終閲覧）。

資金規正法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第2号)が成立し、令和8年1月1日以後、公職の候補者が特定政党支部(公職選挙法12条に規定する「選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもの」のうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの)に対してする寄附は、寄附金控除の対象から除外された(改正後の租税特別措置法41条の18第1項柱書括弧書き)<sup>(17)</sup>。

その理由として、衆議院本会議では、法案を提出した自由民主党・無所属の会所属の議員から、「公職の候補者自らが代表を務める政党選挙区支部に対して行う寄附については、与野党問わず行われてきて、中には控除を受けてきた者もあり、決して望ましいことではないことから、寄附金控除の特例等の適用対象から除外する」旨が説明されている<sup>(18)</sup>。

## IV 公益信託

最後に、「共助社会の実現に向けた寄附金制度のあり方」と題された本特集の趣旨を踏まえれば、新公益信託法の成立に伴う寄附金制度の改正についても整理を図る必要がある。

令和6年法律第30号により成立した新公益信託法は、「新しい時代の公益法人制度の在

り方に関する有識者会議」(内閣府)の「最終報告(令和5年6月2日)」で示された「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する」という基本方針を踏まえて整備が図られており、令和6年度税制改正では、所得税等の課税関係も、公益信託の受託者は公益法人における公益目的事業以外の事業に相当する信託事務を行えないこと(8条1号)、信託の終了時に委託者に信託財産が帰属しないこと(8条13号)(いわゆる *cy-près doctrine*<sup>(19)</sup>)を踏まえて、公益法人等に関する課税関係と整合的な形で整備が図られた(令和8年4月1日施行)<sup>(20)</sup>。

具体的には、令和6年法律第8号による改正前の所得税法では、特定目的信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のもの(「認定特定公益信託」)の信託財産とするために支出した金銭は、特定寄附金とみなして寄附金控除の対象とされており、特定公益信託とは、「公益信託ニ関スル法律」に規定する公益信託で、信託の終了の時における信託財産がその信託財

(17) 改正の経緯等について、衆議院法制局法制企画調整部基本法制課長による解説として、牛山敦「令和6・7年政治資金規正法改正の概要と変更点」(<https://www.businesslawyers.jp/articles/1455>) (2026年3月2日最終閲覧)。

(18) 第216回臨時会衆議院本会議第7号発言番号023 [井出庸生]。

(19) 日本におけるシプレ法理の研究として、海原文雄「人種差別公益信託の新解釈」法政研究39巻2 = 4号(1973年)219頁(243頁以下)、中野正俊「英法における *Cy-Pres Doctrine* (所謂可及的近似解釈の原則)について」信託104号(1975年)87頁、野口昌宏「公益信託財産における *Cy pres* 原則について」法政論叢23巻(1987年)117頁、瀬々敦子「イギリス信託法における受託者団体の財産帰属形態と *cy-pres* 理論」信託179号(1994年)28頁、木村仁「公益信託の変更について：アメリカ法におけるシ・プレ原則を中心に」法と政治68巻4号(2018年)869頁等。シプレ法理の起源に関する近年の注目すべき研究として、Caroline R. Sherman, *The Uses of the Dead: The Early Modern Development of Cy-Près Doctrine*, The Catholic University of America Press 2018.

(20) 財務省「令和6年度税制改正の解説」98頁参照。

産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき一定の要件を満たすものであることについてその公益信託に係る主務大臣等の証明を受けたもの（旧所法78条3項，旧所令217条の2）とされていた。

これに対し，新公益信託法では，主務官庁制（主務官庁の許可による公益信託の成立）が廃止されるとともに，公益法人と共通の行政庁及び同様の基準による認可・監督制等が創設されたことを受けて，改正後の所得税法では，「公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」（新所法78条2項4号）であれば，主務大臣等の証明を要することなく，特定寄附金として寄附金控除の対象とされた<sup>(21)</sup>。

## V おわりに

以上のとおり，近年における寄附金制度の

改正は，ふるさと納税に係る返礼割合等の規制（Ⅱ），政党等寄附金の対象から「寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる」寄附金を除外する趣旨の徹底（Ⅲ），信託財産が委託者に帰属しないことを前提とした公益信託税制の整備（Ⅳ）等に見られるように，寄附金控除の対象となる寄附金が「経済的な利益の無償の供与」である（反対給付その他の経済的な利益の享受を伴わない）ことをより厳格に求める傾向にあると理解できる。

今後も，寄附金控除という租税優遇により真に促進されるべき寄附のあり方については，私人による「公共の福祉」の実現という意味での「共助」に資するからこそ，本来であれば，同じく国家による「公共の福祉」の実現という意味での「公助」のための財源に充てられるべき租税負担が軽減されるという，寄附金制度の趣旨を踏まえた議論の深化が必要であると考えられる<sup>(22)</sup>。

(21) 財務省前掲註（20）101頁参照。

(22) Vgl. *Michael Droege*, *Gemeinnützigkeit im offenen Steuerstaat*, Habil. Frankfurt a.M. 2009, Tübingen 2010. 書評として，拙稿「学界展望（租税法）」国家学会雑誌126巻11＝12号（2013年）1125頁。また，「公共の福祉」という概念について，参照，ヨーゼフ・イーゼンゼー『国家・公共の福祉・基本権』（弘文堂，2019年）。

# 3 清算型遺贈における課税関係の考察

清塚 樹◎税理士

## I はじめに

近年、独身世帯の増加や、親族関係の希薄化を背景に、相続財産を公益法人やNPO法人などの非営利法人に寄付を希望するケースが増えてきている。

非営利法人への寄付については、現金寄付であれば税務上の問題が生じることはないが、不動産や有価証券などの現物財産が絡む寄付を実施する場合には、課税関係に留意する必要がある。

本稿では、個人から公益法人などの非営利法人に対する遺贈寄付のうち、不動産や有価証券などの現物財産を換価売却してから寄付をする、いわゆる清算型遺贈に関して、実務上の留意点を検討することとする。

## II 清算型遺贈における法律関係

遺贈の種類は、特定遺贈と包括遺贈の2種類にわけることができ、さらに特定遺贈には、特定の財産を遺贈する特定物遺贈と、不

特定の財産を遺贈する不特定物遺贈の2種類がある。

清算型遺贈は、遺贈の対象物が換価代金であり特定の相続財産そのものではないことから、不特定物遺贈の一種と考えられている。よって清算型遺贈の法形式としては、特定遺贈のうちの不特定物遺贈と、包括遺贈のいずれかに該当する。

受遺者における遺贈の法律的な効力としては、不特定物遺贈であれば遺贈義務者に対する換価代金の請求権として債権的な効力を有しており、包括遺贈であれば遺贈の目的物に対する物権的な効力を有している。さらに両者の大きな違いは、特定遺贈は積極財産だけを取得するのに対して、包括遺贈は相続人と同一の権利義務を取得するとして積極財産と消極財産の両方を承継する点にある。そのほかにもさまざまな違いがあり、それゆえに遺贈が包括遺贈であるか特定遺贈であるかはきわめて重要な問題であるが、その判断は必ずしも容易ではない<sup>(1)</sup>。民法においても、これら2つの遺贈の定義や区別の標識に関する定めは全くないといわれているため、遺言内容の解釈が重要になる。

遺言内容の解釈は、遺言書の字句によるこ

(1) [3, p. 341]

とが原則であるが、いたずらに遺言者の字句に拘泥すべきではない<sup>(2)</sup>。遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し当該条項の趣旨を確定すべきとされている（最高裁昭和58年3月18日第二小法廷判決）。

### Ⅲ 清算型遺贈における課税関係

#### 1 譲渡所得の帰属

##### (1) 実務上の問題

清算型遺贈では、財産の換価処分すなわち売却手続きが必要になる。このとき売却した財産の譲渡所得は誰に帰属するのか、不動産であれば売却時点の登記名義人たる相続人に帰属するのか、清算型遺贈を受ける受遺者に帰属するのかが所得税法上は明文化されておらず、実務上の問題となる。

以降では、清算型遺贈により、不動産を換価売却し、相続人以外の第三者に遺贈寄付する場合の課税関係を考察する。

##### (2) 実質所得者課税の原則

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいい（所法33①）、その本質は、キャピタル・ゲイン（capital gains）、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである<sup>(3)</sup>。

資産の所有権者は資産の使用、収益、処分の権限を有していることから、譲渡した資産

の所有権を有している者に譲渡所得が帰属するものと考えられる。そのため譲渡所得の帰属については、譲渡した資産の所有権者が誰であるかを認定すればよいことになり、不動産の所有権者は、一義的には登記名義人となる。

一方で、清算型遺贈における売却時点の登記名義人は相続人となるが、これは中間省略登記を避けるための便宜上の処理にすぎない。さらに相続人は所有権者として売却代金を受け取る権利がない。

このように清算型遺贈の場面では、相続人は登記実務の要請により一時的な登記名義人にはなるものの、遺贈によって経済的利益を得ることがないため、譲渡所得税を負担すべき合理的な理由が見当たらない。よって清算型遺贈における譲渡所得の帰属については、登記名義により単純に課税関係を考えるということは実態になじまないと考えられる。

このような場合における所得の人的帰属のルールとして、所得税法12条では実質所得者課税の原則を規定している。

実質所得者課税の学説上の解釈としては、課税物件の法律上の帰属につき、その形式と実質とが相違している場合には、実質に即して帰属を判断すべきという法律的帰属説と、課税物件の法律上の帰属と経済上の帰属が相違している場合には、経済上の帰属に即して判断すべきという経済的帰属説の2つの見解がある<sup>(4)</sup>。法的安定性と税務行政の観点から、法律的帰属説が妥当である<sup>(5)</sup>と解されている。以降では、遺贈の種類別に清算型遺贈における譲渡所得の帰属を、実質所得者課税の原則に当てはめて検討を行う。

(2) [3, p. 337]

(3) [1, p. 264]

(4) [1, p. 182]

(5) [1, p. 182]

(ア) 清算型遺贈が包括遺贈に該当する場合  
包括遺贈の場合には、遺贈により物権的効力が生じ、受遺者は換価される財産に対して、実質的な所有権を有することとなる。したがって、実質所得者課税における法律的帰属説に則れば、形式的には登記名義人たる相続人が所有権者であるものの、実質的には包括受遺者が所有権者であることから、包括遺贈の場合には受遺者に譲渡所得が帰属すると考えられる。

(イ) 清算型遺贈が特定遺贈（不特定物遺贈）に該当する場合

特定遺贈（不特定物遺贈）の場合には、受遺者は遺贈義務者に対して金銭履行請求権として債権的な効力のみを有するため、包括遺贈のように所有権を基準とした帰属の判定は妥当しないものと考えられる。

実質所得者課税の原則の解釈としては、学説、裁判例ともに法律的帰属説による解釈を原則としつつ、例外的に、経済的帰属説による解釈を必要とする見解が見受けられる。千葉地裁昭和62年5月6日判決（TAINS：Z158-5919）は、法律的帰属説が原則としながらも、法律的形式と経済的実質の不一致が立証されるような例外的な場合に初めて、経済的帰属説に即した所得の帰属を認容すると判示している。

清算型遺贈では、登記実務の便宜のために相続人の登記を経由するが（登記研究質疑応答822 189頁）、経済的利益は受遺者が享受するのであり、千葉地裁判決における法律的形式と経済的実質の不一致があることは明らかである。よって例外的解釈である経済的帰属説による解釈が成り立ち、特定遺贈（不特定物遺贈）の場合にも、受遺者に譲渡所得が帰属するものと考えられる。

## 2 非営利法人に対する清算型遺贈のみなし譲渡課税

所得税法は、資産の譲渡により収入として実現したキャピタル・ゲインに対してのみ課税することを原則としているが、キャピタル・ゲインに対する無限の課税の繰延を防止することを目的に、法人に対する無償の資産の譲渡等があった場合には、例外的に時価による譲渡があったものとみなして課税することとしている（所法59）。

非営利法人に対する遺贈寄付が行われた場合には、遺贈の対象物が現物の財産であれば、法人に対する遺贈として、被相続人に対してのみなし譲渡課税が生じることに異論はない。

では非営利法人に対する清算型遺贈においても、被相続人にのみなし譲渡課税が生じ得るのか、以下のとおり考察する。

(ア) 清算型遺贈が包括遺贈に該当する場合  
包括遺贈の場合には、遺贈の効力が発生すると同時に、財産に対する所有権が移転するため、所得税法59条によるところの無償の資産の移転があったとして、のみなし譲渡課税が適用されると考えられる。

(イ) 清算型遺贈が特定遺贈（不特定物遺贈）に該当する場合

不特定物遺贈の場合には、受遺者は遺贈義務者に対する換価代金を請求する権利のみを有しており、財産に対する所有権は有していない。このことから清算型遺贈が特定遺贈（不特定物遺贈）に該当する場合には、受遺者である非営利法人に対して資産の移転があったとはいえないためのみなし譲渡課税の適用に疑義が生じるが、筆者は以下の理由により、のみなし譲渡課税が生じるものと考えている。

- ① 譲渡所得とは、所有資産の価値の増加益であって、資産の譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間

中の増加益を清算して課税しようとする清算課税説が判例となっていること（最高裁昭和43年10月31日判決）。

- ② 現行のみなし譲渡課税は課税を繰り延べる必要のない資産の移転の場合に限り適用される。仮に清算型遺贈においてのみなし譲渡課税を生じさせないとすると、所有者が所有していた期間の資産の含み益は、非営利法人に帰属させることになり、資産の譲渡が収益事業に該当しない限り課税の機会が永遠に失われることになる。結果として、無限の課税の繰り延べが実現されてしまうことになり、のみなし譲渡課税の制度趣旨に反すると考えられること。
- ③ 生前に資産を売却して寄付するような場合には通常の譲渡所得課税がされるのに対して、清算型遺贈の場合には課税がされないとすると、同様の状況にあるものを同様に課税すべきことを要求する租税公平主義に反すること。

#### (ウ) 小括

非営利法人に対する清算型遺贈は、包括遺贈にせよ、不特定物遺贈にせよ、遺言者の意思により資産を処分して遺贈するものであり、その機会を捉えてのみなし譲渡課税により譲渡所得を課税することは清算課税説とも矛盾しないと考えられる。

なお清算型遺贈の課税のタイミングに関しては、売却手続きよりも前に遺言の効力が発生するため、時系列でいえば売却に係る譲渡所得よりも先にのみなし譲渡課税に係る譲渡所得が発生すると考えられる。被相続人に帰属していた資産の増加益は、のみなし譲渡課税により大部分が清算されていると考えられるため、そのあとの売却に係る譲渡所得については、相続発生から売却までに相当程度時間がかかった場合や、のみなし譲渡課税において採用した時価と実際の売却価額との間に著しい

乖離がある場合等を除き、大きな問題になることは少ないものと考えられる。

### 3 遺贈寄付による租税債務の承継

#### (1) 現行法令における取り扱い

上述したとおり、非営利法人に対して含み益のある財産の遺贈寄付（清算型遺贈を含む）が行われた場合には、被相続人に対してのみなし譲渡課税の適用を受けると考えられる。このとき申告納税義務は誰が承継するのかが問題になる。

所得税法125条では、被相続人が年の中途において死亡した場合に、その年の確定申告書を提出しなければならないときは、その相続人は相続開始の翌日から4月以内に準確定申告書を提出しなければならないと規定している。また所得税法2条2項において、相続人には包括受遺者を含むと規定されている。さらに国税通則法5条1項においては、相続人及び包括受遺者による国税の納付義務の承継が規定されている。ここで注意すべき点は、申告納税義務の承継に特定受遺者は含まれていない点である。

これを非営利法人に対する遺贈寄付の場面において当てはめると、のみなし譲渡による被相続人の準確定申告は、包括遺贈であれば、包括受遺者である非営利法人が申告納税義務を承継することになるが、特定遺贈であれば、特定受遺者である非営利法人が申告納税義務を承継する法律上の根拠がないため一義的には相続人が承継することになる。

所得税法125条及び国税通則法5条の規定が、被相続人に課されるべき国税の納税義務を相続人（筆者注：包括受遺者を含む）に承継させることとしている趣旨は、相続人は当該相続によって被相続人からこれに見合う財産の承継があるということを前提にしているものと考えられる。

その前提からするならば、特定遺贈により

遺贈寄付が実施され、被相続人の準確定申告が必要になった場合には、被相続人から遺贈による経済的利益を享受していない相続人に対して申告納税義務のみを承継させることは不合理というほかない。この点に関しては、一定の要件に該当する特定遺贈の場合には、特定受遺者にも納税義務を課すべく、何らかの法の整備が必要なのではないかと考えられる<sup>(6)</sup>。

## (2) 実務的な対応

非営利法人に対する遺贈寄付については、ガバナンスからの要請やリソースの問題により包括遺贈による遺贈寄付は受けられないという団体が多いように思う。包括受遺者は、相続人と同じ立場で権利義務を承継することになり、場合によっては遺産分割協議にも参加する必要があることから、団体の負担を考えれば当然であろう。よって実務上は、特定遺贈による遺贈寄付が一般的である。

前述のとおり、特定遺贈による遺贈寄付が行われた結果、被相続人の準確定申告が必要となる場合には、その申告及び納税義務は相続人が承継することとなる。

しかしながら、相続人の立場からすれば、自らは財産の遺贈を受けていないにもかかわらず、その遺贈に起因する税負担のみを負わされることとなり、この点について納得し難いと感じるであろうことは想像に難くない。相続人からの同意が得られなければ、遺言執行に支障をきたすこともありえる。

よって非営利法人に対する遺贈寄付でみなし譲渡課税の発生が見込まれる場合には、遺言に受遺者が負担する旨をあらかじめ明記しておくことが望ましい。清算型遺贈においては、「その換価金を……換価にかかる諸経費、

遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を……遺贈する」という一文をいれることが多いと思われるが、みなし譲渡に係る税金も受遺者が負担すると、はっきりと明記しておくことが考えられる。

余談であるが、遺贈寄付で受け入れる財産以上の資金負担が生じないのであれば、遺贈寄付を受けるためのコストと捉え、相続人に対して税金相当の資金負担をしている団体も少なくないようだ。なお公益法人や認定NPO法人など税制優遇を受ける非営利法人は、寄付者に対する特別の利益の供与の禁止が規定されている。特定遺贈によるみなし譲渡の場合に、本来相続人が負担すべきものを受遺者である法人が負担したことにより、直ちにこの規定に抵触するとは考えにくいですが、実務を担当する専門家としてそのような規定があるということは、頭の片隅に置いておいた方がよいと考えられる。

## 4 債務控除との関係

相続税法13条は、相続人と包括受遺者について、債務控除の適用を認めており、相続税法14条において対象となる債務は「确实と認められるものに限る」と規定されている。

みなし譲渡に係る所得税については、包括遺贈であれば包括受遺者である公益法人が負担することとなり、相続人が負担する余地がないことから、債務控除の適用はないと考えられる。

一方で、特定遺贈の場合には、法形式上は、みなし譲渡に係る所得税は、相続人が負担すべき義務を負うが、遺言においてみなし譲渡に係る所得税を、受遺者が負担すべきことを明記した場合に、相続人が負担する確実な債務とはいえないため、債務控除の適用に

(6) [2, p. 53]

疑義が生じる。

## IV おわりに

清算型遺贈は、遺言の内容や解釈によって

実務上の判断に迷うことが少なくないと思われる。相続発生後の限られた時間のなかで困難な対応を迫られることも想像される。相続発生前から関与できる場合には、生前のうちに遺言者の想いや考えを当事者間で共有し、課税関係を整理しておくことが望ましい。

\* \* \*

### 引用文献

- [1] 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂，2021年）。
- [2] 小林栢弘「遺言と譲渡所得税」信託209号47-61頁（2002年）。
- [3] 松原正明「遺言の解釈と遺言の撤回一判例を中心とした実務上の問題点」久貴忠彦編著『遺言と遺留分 第1巻 遺言〔第3版〕』（日本評論社，2020年）。

# 4 企業版ふるさと納税のこれまでの歩みと今後のあり方について

植田 皓太◎内閣府地方創生推進事務局・内閣官房地域未来戦略本部事務局

## I はじめに

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）は、政府が認定した地方公共団体（都道府県及び市町村）の地域再生計画に掲げる地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に、通常の寄附で受けられる損金算入措置に加えて法人関係税（法人税、法人住民税及び法人事業税）の税額控除が受けられる制度である。最大で寄附額の約9割にあたる税の軽減効果が実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されるため、実質的に寄附額の約1割の企業負担で地方公共団体の地方創生の取組を応援することができる制度となっている。また、税額控除を受けることができる寄附額の下限を10万円と低めに設定しているため、大企業だけではなく中小企業にとっても活用しやすい制度となっている。なお、本制度の狙いが「地方への新たな資金の流れをつくること」であることなどから、本社（地方税法（昭和25年法律第226号）における「主たる事務所又は事業所」をいう。）が所在する地方公共団体への寄附については本制度の対象外としているところである（資料1参照）。

企業版ふるさと納税は、政府全体として地

方創生の機運が高まり始めた平成28（2016）年度に誕生した制度であり、先述した「地方への新たな資金の流れをつくる」という基本理念のもと、今年で10年目の節目を迎えている。制度創設以降、寄附実績は右肩上がりですべて堅調に推移しており、最新となる令和6（2024）年度のデータでは、寄附額が前年比約1.3倍の631.4億円、寄附件数も前年比約1.3倍の18,457件といずれも過去最高を記録しており、地方創生の取組を全国各地で推進していくための大きな原動力となっているところである。

本稿では、この企業版ふるさと納税について、これまでの10年間の制度の歩みを概観するとともに、今後の課題や展望を解説していきたい。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の所属する内閣府・内閣官房の公式な考え方ではないことをあらかじめお断りさせていただく。

## II 企業版ふるさと納税のこれまでの歩み

先述したとおり、企業版ふるさと納税は「地方への新たな資金の流れをつくる」ことを通じて、各地方公共団体における地方創生の取組を資金的に後押しするために、平成28

資料 1

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

**制度のポイント**

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
  - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
  - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
    - ①不交付団体である東京都
    - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
  - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

**活用の流れ**

- ①地方公共団体が地方版総合戦略を策定
  - 〇〇市 総合戦略
  - ・〇〇事業
  - ・△△事業
  - ・◇◇事業
- ②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成
- ③計画の認定 (内閣府)
- ④寄附 (企業)
- ⑤税額控除 (国 (法人税), 企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税))

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,628市町村 (令和7年11月28日時点)

共助社会の実現に向けた寄附金制度のあり方

年度に創設された制度である。

当時は、日本の人口動態のデータから将来の人口推計に関する分析を行った日本創生会議のいわゆる「増田レポート」において、「消滅可能性都市」という言葉がクローズアップされるなど、地方で加速度的に進行する人口減少・高齢化と東京一極集中が我が国の課題として広く認識され始めた頃であり、それらの課題に重点的に対処するため、内閣官房にまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「まち・ひと・しごと創生本部事務局」（現在は「地域未来戦略本部事務局」に改組）が設置されるなど、政府全体として地方創生の取組をより一層クローズアップしていく流れがあった。そのような中で、地方公共団体だけで複雑化した地域課題の解決に取り組むのではなく、地域外も含めた企業（民）の力を活用しつつ、官民連携により地方創生を進めていくことが重要だとい

う考え方から、個人版のふるさと納税に並ぶ制度として企業版ふるさと納税が新たに創設された。

制度創設後、令和2（2020）年度税制改正において、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れをより一層大きなものにしていく観点から、①税制の適用期限を令和6年度まで5年間延長するとともに、②税額控除の割合をそれまでの2倍に引き上げ、税の軽減効果を最大約9割（改正前は最大約6割）としたほか、地方公共団体が制度を利用しやすくなるような改正（寄附活用事業の事業費の確定前であっても寄附の受入を可能にすることや、企業版ふるさと納税の制度を活用するために作成が必須となる地域再生計画の作成負担の軽減を図ること）を行った。特にこの制度改正以降、寄附実績は大きく伸びており、寄附額については、当該改正前の令和元（2019）年度には33.8億円

資料 2

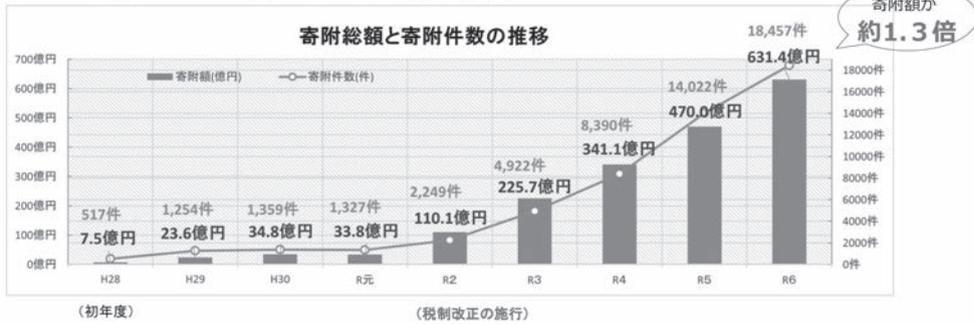
令和7年9月19日公表

企業版ふるさと納税に係る令和6年度寄附実績について

- 令和6年度の寄附実績は、前年度に引き続き金額・件数ともに大きく増加(金額は前年比約1.3倍の631.4億円、件数は約1.3倍の18,457件)
- 一層の活用促進に向け、引き続き関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催するとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	470.0億円 (+38%)	631.4億円 (+34%)	1,877.9億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	14,022件 (+67%)	18,457件 (+31%)	52,497件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



だったところ、令和2年度は110.1億円(前年度比226%増)と、寄附件数についても同様に、令和元年度には1,327件だったところ、令和2年度は2,249件(前年度比69%増)と大幅な増加となっている(資料2参照)。

その後、令和7(2025)年度税制改正においては、多くの地方公共団体や企業から制度の延長を望む声が挙がったことを踏まえ、税制の適用期限の3年間の延長がなされたところであり、現行で令和9(2027)年度末までは企業版ふるさと納税の制度が政策税制として存在することとなっている。

具体的な活用事例に目を向けると、全国で多数の独創的な官民連携による地方創生の取組が生まれており、たとえば、北海道大樹町における宇宙関連産業拠点(ロケットの発射場や滑走路を備えた宇宙港「北海道スペースポート」など)の整備事業や神奈川県平塚市における波力発電関連分野での新産業創出事

業、奈良県明日香村における歴史的な古墳(牽牛子塚(けんごしづか)古墳など)の復元・整備による観光魅力化事業や徳島県神山町における約20年ぶりの新設高専「神山まると高専」の設立・運営事業など、企業版ふるさと納税を活用した民間企業からの資金調達により、その地域の強みや特色を活かした事業を展開し、独自の地方創生の取組を進めているケースが目立つ。また、平成30(2018)年7月に発生した西日本豪雨や、令和4(2024)年1月1日に発生した能登半島地震など、大規模な自然災害が発生した際に、被災した地方公共団体に対する寄附が増加する傾向があり、個人版のふるさと納税と同様に、災害からの復旧・復興を目指す地方公共団体の大きな力となっている側面が見られる。

次に、企業の寄附の目的やきっかけに着目すると、制度が始まった当初は、寄附企業の創業地や工場などの拠点所在地といった地

縁・所縁の観点からのものが主流であった一方、近年は、脱炭素や子育て支援といった地方公共団体の取組自体への共感の観点からのものや、地方公共団体とのパートナーシップの構築や自社の事業分野の活性化、人材派遣を通じた人材育成（後述する企業版ふるさと納税（人材派遣型）のスキームを活用した場合）といった企業発展の観点からのものが主流となるなど、寄附のトレンド自体が徐々に変化している様相が見てとれる。さらに最近では、地方公共団体における寄附活用事業の企画立案段階から企業が積極的に参画していく事例も見られるところであり、この制度を通じた地方公共団体と企業とのパートナーシップの構築のあり方にも様々なバリエーションが生まれている。

また、寄附後に寄附企業側が感じたメリットとしては、「企業のPRやイメージアップにつながったこと」や「寄附先の地方公共団

体はもちろん、寄附活用事業に関係するNPOや学校法人とのパートナーシップの構築につながったこと」、「SDGsやESGの推進に寄与することができたこと」や「（地方公共団体の事業への協力を通じて、自社への誇りを感じることによる）社員のモチベーションアップにつながったこと」など、様々な声をいただいている。

なお、令和2年度には、通常の企業版ふるさと納税に加え、新たな類型として「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」を新設した。企業版ふるさと納税のスキームを活用しつつ、専門的知識やノウハウを有する企業人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、官民連携による地方創生のより一層の充実・強化を図ることを企図した制度であり、具体的には、通常の企業版ふるさと納税にプラスして、寄附企業が、地方公共団体における寄附活用事業を推進するために、人件

資料3

**令和2年10月13日創設**      **企業版ふるさと納税（人材派遣型）**

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム

② 人材の派遣

① 人件費を含む事業費への企業版ふるさと納税に係る寄附

③ 税額控除

企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

(参考) 企業版ふるさと納税

(例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

**地方公共団体のメリット**

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

**企業のメリット**

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

**活用にあたっての留意事項**

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意 など

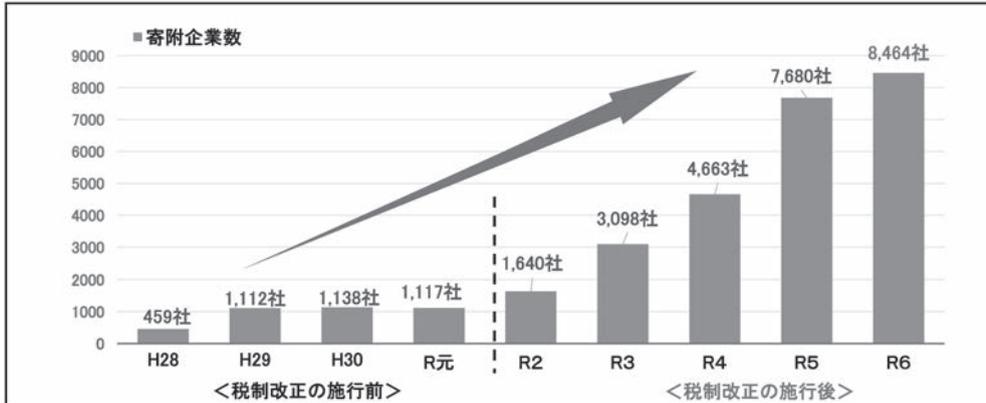
**活用実績**（令和7年3月31日時点）

- ・ 派遣者 174名
- ・ 活用団体 133団体

※ 国内機関の調査結果による  
※ 派遣者数、活用団体は延べ数

## 寄附企業数及び寄附活用団体数の推移

寄附企業数の増加(裾野の拡大): 寄附企業数は前年度に比べ約1.1倍に増加し、8,464社

活用団体の増加: 寄附活用団体数は前年度に比べ約1.1倍に増加し、1,590団体  
制度開始から9か年(H28～R6)で、累計<sup>(※)</sup>1,631団体が寄附を活用(※) 制度開始から9か年の間に1回以上寄附を受領した地方公共団体の数

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
寄附活用団体数	118	253	287	293	533	956	1,276	1,462	1,590

費相当額を負担(寄附)しつつ寄附先の団体に人材を派遣するものとなっている(資料3参照)。

派遣人材が地方公共団体の職員として直接任用されるパターンや、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用されるパターンなどの類型があり、制度創設から令和6年度末までで、133団体において174名(いずれも延べ数)の派遣受入れがなされた。

地方公共団体側としては、特に小規模の市町村において役場のマンパワー不足が顕著となる中で、「専門的知識やノウハウを有する人材を、人件費の負担なく地方創生プロジェクトの推進役として受け入れることができること」や「関係人口の創出・拡大に期待できること」などのメリットがあり、企業側としては、「地域に根差した人材育成の場として活用できること」などのメリットがある制度

であり、通常の企業版ふるさと納税に比べてより大きな地方創生へのインパクトが期待できるものとなっている。

### Ⅲ これからの企業版ふるさと納税のあり方

次の10年間を見据えた企業版ふるさと納税のあり方を考えるにあたってまず重要なのは、継続的な制度の発展のため、寄附企業の裾野をより広げていくことである。寄附額・寄附件数は近年も堅調に伸び続けていることは先述したとおりであるが、一方で、寄附企業の伸びは令和6年度で前年度比約1.1倍(令和5年度:7,680社→令和6年度:8,464社)と、近年伸びに鈍化が見られる(資料4参照)。

このような状況を好転させるため、現在当事務局では、対面やオンラインで地方公共団

## 資料5

令和7年4月1日導入

## 企業版ふるさと納税の制度改善策

## 制度改善策のポイント

## ◆ 寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体におけるチェック機能の強化

☑事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う

・事業の各段階において、一定の場合(※1)に、国に提出を求める

・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める

(※1) 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等

## ◆ 寄附活用事業の実施状況の透明化

☑契約手続等において、一定の場合(※2)、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表(※3)

☑寄附活用事業の発注先(※4)を地方公共団体において公表

(※2) 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等

(※3) 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する

(※4) 競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る

## ◆ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間(2年間)の創設

## ◆ Q&amp;Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記

体と企業が交流を行い、企業版ふるさと納税の更なる促進を目指す「マッチング会」や、地域への波及効果が高く、特に顕著な功績をあげたと認められる全国の事例を地方公共団体部門と企業部門に分けてそれぞれ表彰することにより、優良事例の横展開を図る「企業版ふるさと納税に係る大臣表彰式」、地方公共団体職員向けのオンライン研修会などの取組を行っているが、これに加えて、志のある地方公共団体の地方創生の取組を応援したい企業と、民間の力を活用した地方創生の取組を推進したい地方公共団体がよりつながりやすくする仕組みを今後構築すべく構想を進めている。さらに、過年度に当事務局が制度活用企業を対象に実施したアンケートの結果においては、本制度の活用における支障として、「社内において、また、ステークホルダーに対して、なぜその地方公共団体に寄附をするのか・寄附による社会的意義は何か・

寄附をしたことによる自社のメリットは何かを説明することが難しかった」という回答が多く挙げられていたため、このようなハードルを緩和するための環境づくり（たとえば、企業が公募により寄附先の地方公共団体・寄附事業を決める取組等の事例を横展開していくことなど）も併せて進めていきたいと考えている。

また、個人版のふるさと納税と異なり、企業版ふるさと納税においては寄附を受けた地方公共団体から寄附企業への経済的な見返りや利益供与（返礼品を贈呈することや通常よりも有利な利率で資金の貸付けを行うこと、寄附企業しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行うことなど）を禁止しているところであるが、近年、このルールに違反した事例が見られた。

同様の事例の再発を防ぎ、制度の健全な発展を促す観点から、令和7年4月1日より、

寄附活用事業の実施にあたり留意すべき事項のチェックリストの導入や、ルール違反により地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間（2年間）の導入など、地方公共団体側の制度改善策を講じた（資料5参照）。

この制度改善以降に同様の違反事例は発生していないが、現状として、経済的な見返りや利益供与を受けた企業側にはペナルティとなる制度が存在しておらず、地方公共団体から経済的な見返りや利益供与を受けたまま、企業版ふるさと納税の税額控除がそのまま適用され続けてしまう状況かつ引き続き企業版ふるさと納税の制度を活用可能な状況であることから、そのような状況の見直しを当事務局において検討しているところであり、今後具体的な制度設計を進めていく予定としている。

## IV おわりに

企業版ふるさと納税について、これまでの歩みと今後の課題や展望を解説してきた。制度創設から10年目の節目を迎える今年度は、企業版ふるさと納税が、地縁・所縁などをきっかけとした「お世話になった土地への感謝の気持ちを表す」ためのものから、そのような性格に加えて、「官民連携による地方創生を持続的に進めていくための手段やきっか

けのひとつ」となっていくような変化が、これまで以上に顕著に見られた一年であったと感じている。

昨年10月に誕生した高市内閣においては、これまで政府が推進してきた既存の地方創生の取組に加え、「地域未来戦略」として、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることによる日本各地での産業クラスターの戦略的な形成や、地場産業の付加価値向上と販路開拓の強力な支援による地域の既存産業の成長促進など、地方が持つ伸びしろを活かしつつ、より経済に重きを置いた取組を各地域で展開することとしているところである。そのような流れを「官民連携の促進」の観点からより推進していくための手段として、引き続き企業版ふるさと納税の制度は地方公共団体にとって有効なものであり続けると考えている。

当事務局としても、先述した政府全体のトレンドを踏まえつつ、これまで以上に多くの企業に企業版ふるさと納税をご活用いただけるよう、制度自体の積極的なPRを含め、より制度を利用しやすい環境づくりに努めることとしている。ただその一方で、制度が健全な形で活用され、今後も持続的に発展していくよう、是正が必要なポイントはしっかりと見直しを図っていきたいと考えている。官民連携の重要な仕組みのひとつである企業版ふるさと納税の今後の発展に、引き続きご注目いただけると幸いである。

# 5 相続税制における寄附金制度の今後のあり方

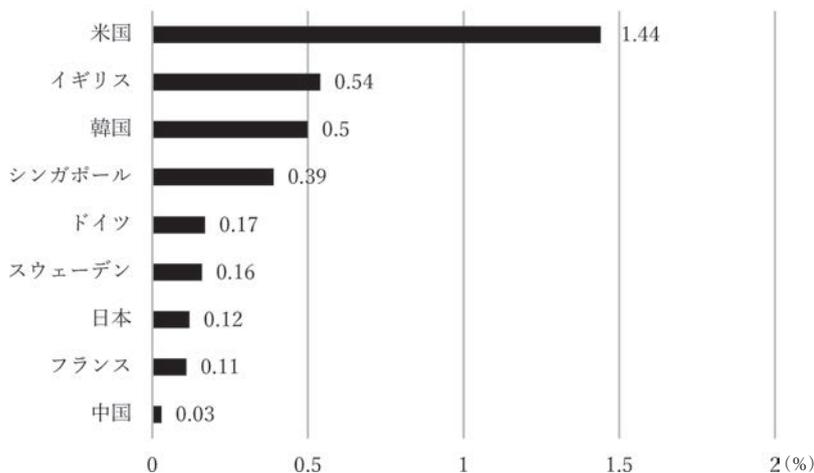
岩品 信明◎ 弁護士・税理士

## I はじめに

共助社会の実現に向けた寄附金制度のあり方を考えるに当たっては、日本人の寄附への関心を考えてみたい。寄附への関心が強ければ各種税目において充実した制度が整備されてきたであろうし、そうでなければそれほど充実した制度は整備されてこなかったと思われる。また、今後、税制を整備して寄附を積極的にするように誘導することも考えられるが、前提として、そもそも日本人の寄附への関心の程度を認識しておく必要がある。

GDP に占める個人寄附総額の割合は、米国が1.44%であるのに対し、日本は0.12%と約12分の1である（下図参照）。米国やイギリスは寄附が定着していると思われるためGDP 比率が高いのに対し、日本やフランス、中国などでは社会との関わり合い方が消極的であったり、個人主義的な性向が強いこと、社会制度（共産主義）などの点からGDP 比率は低くなっている。日本人は寄附に対してあまり積極的ではないように思われるが、その理由としては、政治参加や社会参加全般で消極的な姿勢がみられることや、寄附を集める慈善団体や宗教組織に対する信頼感が低いことなどが指摘されている（坂本治也編著『日

☒ GDP に占める個人寄附総額の割合



(出典) 坂本・後掲書29頁図1-3より抜粋。

本の寄付を科学する』(明石書店、2023年) 35頁)。

## II 相続税制における寄附金制度

### 1 概要

#### (1) 国等寄附の非課税特例制度とは

相続税制における寄附金制度としては、「国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等」(租税特別措置法第70条第1項)(以下「本制度」又は「国等寄附の非課税特例制度」という)が整備されている。本制度は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を、相続税の申告期限までに、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち特定の公益法人(租税特別措置法施行令第40条の3に規定された法人)に寄附した場合には、寄附した財産は相続税の課税対象としないというものである。本制度の趣旨としては、相続又は遺贈による財産の取得直後における公益法人等への財産の寄附は、被相続人の意思等に基づいて行われるものが多いこと、我が国においては、民間事業による科学、教育の振興、社会福祉の向上等が重要であり、法人税や所得税において公益社団法人・公益財団法人等の特定の公益法人等に対する寄附金控除が認められていることとも併せて相続税においてもそれらの財産は非課税財産とされているものであるとされている<sup>(1)</sup>。

なお、被相続人の意思により国等に遺贈により寄附すること(遺贈寄附)があるが、国等には相続税は課税されないため、本稿では取り上げない。

#### (2) 相続税制上の取扱い

本制度の適用により、寄附した財産に相当する金額について、相続税の課税価格を減少させることができるため、相続人としては相続税の税負担を軽減することができる。また、相続税は累進課税となっており、税率は10%から55%までであるため、本制度を適用して相続税の課税価格を減少させることができれば、適用される税率を下げられる可能性もあり、この点でも相続人は相続税の税負担を軽減することができる。さらに、所得税や住民税の寄附金控除を適用することも可能であり、ふるさと納税を選択すれば返礼品を受領することもできる。

一方、特定の公益法人で贈与を受けた者が、贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益法人に該当しないこととなった場合や、贈与により取得した財産をその贈与があった日から2年を経過した日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、相続税が課税されることになる(租税特別措置法第70条第2項)。このように、本制度の濫用防止の措置も講じられている。

#### (3) 要件

国等寄附の非課税特例制度の適用の主な要件は以下のとおりである。

##### ① 贈与の相手方

贈与の相手方は、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち特定の公益法人に限定されている。

##### ② 贈与する財産

対象となる贈与財産は、相続又は遺贈により取得した財産である。

(1) 武田昌輔監修『コンメンタール相続税法3巻』(第一法規)4077頁参照。

なお、本制度が適用されるのは、相続後に相続人が自らの意思によって贈与をする場合であり、遺言書に相続財産を寄附するように指示が記載されている場合には、被相続人の意思により贈与を行ったと判断されるため本制度の対象にはならない。

### ③ 贈与の期限

相続税の申告期限までに贈与する必要がある。

### (4) 適用手続き

相続税申告書に、本制度の適用を受けようとする旨記載し、かつ、本制度の適用を受ける財産の明細書その他所定の書類（租税特別措置法施行規則第23条の3第2項）を添付して申告する必要がある（租税特別措置法施行令第40条の3第5項）。特に、その他所定の書類として、寄附の受領者の発行する寄附金受領証明書を添付する必要がある。

## 2 寄附金制度の課題

### (1) 寄附についての考え方

相続人が、被相続人の生前の意思を汲んで国等に相続財産の一部を寄附することは想定し得るものであり、国等寄附の非課税特例制度の必要性は認められる。例えば、被相続人が生前に、「故郷に恩返しをしたかった」や「大学で身に付けた知識が役に立ったので感謝している」などを相続人に伝えながら寄附をできずに死亡し、相続人が被相続人の意思を汲んで、被相続人の出身の地方公共団体や出身大学に寄附をすることも考えられる。

日本ファンドレイジング協会の『寄付白書2025』によれば、「将来資産があれば、亡くなる際に一部を遺贈寄付してもよいと思う」と考えている人が44.8%いるとのことであるため<sup>(2)</sup>、相続財産を取得した場合には国等に寄附することを検討する相続人も一定数はいられると思われる。なお、これは亡くなる際の遺贈寄附についてのアンケートであり、国等寄附の非課税特例制度のような相続人による寄附とは、寄附の意思を有する者や寄附の時点が異なっている（被相続人の死亡時の寄附か、相続人が相続財産取得時の寄附か）ことに留意する必要がある。

### (2) 国等寄附の非課税特例制度の利用状況

本制度については、平成27年分の適用件数は573件、適用金額は6,702百万円とされている<sup>(3)</sup>。同年分の相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人（なお、被相続人数であり、課税割合は8.0%）であるため<sup>(4)</sup>、課税対象となった被相続人数のうち本制度を適用した割合は0.56%、1件当たり11.7百万円であり、本制度はあまり利用されていないのが実態である。

#### 【国等寄附の非課税特例制度の適用件数と適用金額】

	平成25年分	平成26年分	平成27年分
適用件数	369件	397件	573件
適用金額	29,992百万円	7,562百万円	6,702百万円

（出典）会計検査院・前掲資料より抜粋。

- (2) 日本ファンドレイジング協会『寄付白書2025』インフォグラフィック公開 ([https://jfira.jp/pdf/gj2025\\_infographic.pdf](https://jfira.jp/pdf/gj2025_infographic.pdf)) 11頁〔寄付についての考えの変化〕。
- (3) 会計検査院「租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について」（平成29年11月）([https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/ZUIJ11/2017-h29-Z1011-0.htm#1011\\_3\\_1](https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/ZUIJ11/2017-h29-Z1011-0.htm#1011_3_1))（国会及び内閣に対する報告（随時報告））。なお、平成28年分以降についての資料は見当たらなかった。
- (4) 国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」（平成28年12月）([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2016/sozoku\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2016/sozoku_shinkoku/index.htm))

### (3) 課題

国等寄附の非課税特例制度があまり利用されていない理由としては以下のものが考えられる。

#### ① 寄附の期限や適用手続きの厳格性

相続人は、相続を迎えたときには動揺し、悲嘆するなど、被相続人を亡くした精神的な辛さが相当期間続く。また、相続財産を把握することや、相続人間で遺産分割協議をすることにも相当に手間と時間がかかる。そのため、寄附の期限である相続税の申告期限（相続開始を知った日の翌日から10月以内）までに、寄附をすることまで思い至らないか、寄附をしたいと考えても実際に寄附をして寄附金受領証明書を受領し、相続税申告書に反映させることは困難である。

#### ② 相続税の税負担軽減策としては効果が大きくはないこと

国等寄附の非課税特例制度により非課税となるのは、寄附した相続財産であり、相続税、所得税、住民税の税負担を軽減することができるが、寄附した相続財産相当額は財産が減少することになる。通常、相続税、所得税、住民税の税負担軽減額は、寄附した相続財産相当額よりも小さいため、税負担軽減効果以上に相続財産は減少してしまうことになる。例えば、相続税の適用税率が20%、所得税の適用税率が20%、住民税が10%の場合（復興特別所得税などは考慮しない）には、100を寄附したときには、相続税20、所得税20、住民税10の合計50の税負担軽減が見込まれるが、100を寄附するため、全体としては50（100-50）の支出となってしまう。相続人が相続財産をできるだけ減らさずに相続税等の税負担を軽減させたいと考えた場合には、寄附をしないことが最もメリットがあるため、本制度はそれほど大きな税負担軽減効果が

見込めるものではない。

## Ⅲ 今後のあり方

### 1 寄附税制の整備についての需要の検証

被相続人が故郷の地方公共団体や出身大学等に対して寄附をしたいと思っても寄附できずに死亡してしまい、相続人が被相続人の意思を汲んで寄附をすることなどがあり、このような場合にも相続税の控除を認めるべきであるため、本制度の存在意義はあると思われる。

一方、「日本人は寄付行動に限らず、政治参加や社会参加全般で消極的な姿勢がみられ」、「日本人は寄付を集める慈善団体や宗教組織に対する信頼感が低い。そのことが寄付に対する強い不安感や寄付の低調につながっている。」（坂本・前掲書35頁）と指摘されているように、寄附金が適正に活用されるのかなどの点で寄附金の受領者への不信感がある。また、本制度は税負担軽減としてはあまり大きな効果はないと思われる。このような点から、本制度の利用は活発ではないと考えられる。

今後の寄附税制のあり方を考えるに当たっては、社会的な需要がないのか、社会的な需要があるのに税制の問題により利用が盛んではないのかなど、現状の利用状況を十分に分析すべきであると考えられる。

### 2 課題解決のための方策

前述のように、国等寄附の非課税特例制度の社会的な需要についての検証が必要であると思われるが、それを措いたとしても現状の制度には課題があり、改正の必要性があると考えられる。

### (1) 寄附の期限の延長や適用手続きの緩和

前述のように、相続税の申告期限までに寄附をするという期限があり、また、寄附の実行や各種書類の添付など適用手続きは厳格である。相続人は被相続人の死亡を悲しみながら、どうにか遺産の整理と遺産分割協議をして相続税の申告を期限に間に合わせているのが実情である。そのため、遺産の整理と遺産分割協議をしているうちに相当期間が経過してしまい、その後に、相続人として国等に寄附したいと考えても、申告期限までに国等に寄附をし、寄附金受領証明書を取得して添付することまでは間に合わず、結果として、国等に寄附することを断念することがある。このような場合であっても所得税と住民税の税負担軽減は可能であるが、相続税についても本制度を適用できる余地を認めるべきと思われる。そのためには、例えば、本制度の適用期限を相続税の申告期限よりも延長し、相続税の申告期限後に国等へ寄附した場合であっても本制度を適用して相続税の還付を受けられるように改正することが考えられる。

また、寄附金受領証明書を取得して相続税申告書に添付することが要件とされるが、寄附先が速やかに事務処理をして寄附金受領証明書を発行してくれるかどうかは分からない。そのため、申告時の添付書類から寄附金受領証明書を除外することや、相続税の申告期限後に寄附金受領証明書など一定の書類を追完できるような改正が認められても良いと考える。

### (2) 効果的な税負担軽減策とすること

我が国の国等寄附の非課税特例制度は税負担軽減策としては効果が薄いと考えられるが、どの程度税負担軽減効果のある制度にするかという点については、本制度の必要性や税収なども考慮して慎重に検討すべき事項であると思われる。ふるさと納税のように、返

礼品の価額を考慮すると寄附した金額以上の税負担軽減効果を見込める制度はあり、同様の税負担軽減効果が生じれば本制度の利用は活発化すると思われるが、ふるさと納税のような制度は稀であり、また、そこまでの税負担軽減効果を与えるかどうかという点で議論はあろう。

### (3) 参考

参考までに、米国での大学への寄附制度を紹介したい。

米国では大学へ多額の寄附がなされており、寄附金が大学運営の財政基盤を形成している点で日本の大学とは大きな相違がみられる。米国では、寄附金により大学運営の財政基盤を強化し、奨学金制度を充実させて優秀な学生を集め、研究機器などを整備してより高度な研究をし、結果的に、大学が研究開発の有力な拠点となっている。そして、大学と企業が積極的に共同研究を行い、また、卒業生・在校生が起業する（シリコンバレー）など、大学への寄附が産業の発展にも寄与している。

2021年の高等教育機関への寄附総額は7.2兆円と推計され、一大学当たりの平均額は私立の博士研究型大学で200億円、州立の博士研究型大学で167億円、私立の学士型大学で22億円とされている（坂本・前掲書177頁）。一方、日本の大学については、2020年度の国立大学における寄附受入額は総額1,345億円（一大学当たり15.6億円）、私立大学の寄附受入額は総額940億円（一大学当たり1.5億円）である。

米国において大学へ多額の寄附がなされる背景としては、過去の税制改正において、連邦政府レベルで税制優遇措置が講じられており、株式を寄附することが認められているため、株式の大学への寄附が多いようである（坂本・前掲書179頁）。また、州政府レベル

では、マッチングファンドという制度が採用され、寄附行動を誘発する政策がとられている（同上）。マッチングファンドとは、非営利団体が寄附金の受取額に応じて追加的に政府等から補助金を受領する制度のことを指し、例えば、大学に100ドルの寄附をすると、それに応じて政府から当該大学に100ドルの追加的な補助金が配分される制度である。寄附者からみると政府と共同して、大学の教育研究活動により大きな貢献をすることが可能となる。

国立大学法人等への運営費交付金や私学助成金においても、上記のようなマッチングファンドの考え方を一部に導入して、多額の寄附を集めるとそれに応じて運営費交付金や私学助成金も増加するように、大学側としてより多くの寄附を集めるようなインセンティブが働くように制度設計することも検討されよう。

なお、相続（遺産税）における制度ではないため、そのまま参考にはできないことにご留意頂きたい。